

第6章 緑地の保全及び緑化の施策

- 1 施策の体系と展開
- 2 公園緑地などの整備・保全の推進
 - (1) 都市公園
 - (2) 都市公園以外の公共施設緑地
 - (3) 法に基づく地域制緑地
 - (4) 条例に基づく地域制緑地
 - (5) 保全すべき一団の緑地
 - (6) 緑地の確保目標と種別ごとの確保量
- 3 都市緑化の推進
 - (1) 公共施設の緑化
 - (2) 民間施設の緑化
- 4 市民が主体のまちづくりの推進
 - (1) 市民団体などとの連携
 - (2) 市民が主体のまちづくりへの支援
 - (3) 市民参画の推進
 - (4) 緑の普及活動と顕彰制度などの推進
 - (5) 環境学習の推進と情報の共有化
- 5 緑地環境の保全のための施策の推進
 - (1) 自然環境の実態把握
 - (2) 生物多様性の保全
 - (3) ビオトープネットワークの形成
 - (4) 外来生物への対応
 - (5) 広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成



緑の基本計画

第6章 緑地の保全及び緑化の施策

6-1 施策の体系と展開

本市の緑の現況や課題、基本理念、基本方針を踏まえ、これから展開する施策を、5つの基本理念に沿ってとりまとめました。

第6章2（6-2 公園緑地などの整備・保全の推進）以降は、本計画の具体的な施策となります。

【施策の体系と展開】

※「主な実施対象主体」＝a：行政 b：事業者や市民など c：各主体の連携

基本理念	基本方針	主な実施対象主体			本計画における 主な展開箇所
		a	b	c	
1. 緑をまもる（保全）					
1. 樹林地及び樹木の保全					
	1 保全すべきエリアの明確化			6-2-(5)	保全すべき一団の緑地
	2 みどり基金などによる緑地の取得			7-2-(3)	樹林地保全のための総合的施策の推進
	3 緑の保全制度の活用による緑地空間の確保			6-2-(5)	保全すべき一団の緑地
	4 樹林の評価制度の確立			7-2-(3)	樹林地保全のための総合的施策の推進
	5 樹林地を保全・活用した公園の整備			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策①
2. 地域の緑の保全					
	1 地域特性のある緑の保全			6-2	公園緑地などの整備・保全の推進
	2 歴史的・文化的資源としての緑の保全			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策⑥
	3 民有地の緑の保全			6-2-(3)~(5)	法に基づく地域制緑地～保全すべき一団の緑地
	4 里地里山環境の保全			6-2-(4)	条例に基づく地域制緑地
3. 質の高い公園緑地環境の維持					
	1 公園緑地の維持管理の充実及び適正な更新・改修			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	2 保全すべき緑の質の向上			7-2-(3)	樹林地保全のための総合的施策の推進
	3 市民が中心となった良好な維持管理の推進			6-4	市民が主体のまちづくりの推進
4. 多様な生きものの生息する空間としての保全					
	1 緑を基点とした生物多様性の保全			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策④
	2 自然環境実態調査の継続的な実施と活用			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策⑤
	3 希少な生きものの生息・生育環境の保全			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	4 樹木病害虫の防除などによる良好な環境の維持			7-1-(2)	都市緑化の推進施策①
2. 緑をふやす（創造）					
1. 公園緑地などの整備の推進					
	1 公園緑地のバランスのよい配置			6-2	公園緑地などの整備・保全の推進
	2 地域の特性に応じた特色ある空間づくり			6-3	都市緑化の推進
	3 地域の核や軸となる公園緑地の整備			6-2	公園緑地などの整備・保全の推進
	4 安全・安心な公園施設の整備			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	5 緑の広場の活用			6-2-(2)	都市公園以外の公共施設緑地
	6 低炭素まちづくりの推進			7-2-(4)	低炭素まちづくりをめざした緑化推進
2. 地域の特色を活かした緑化の推進					
	1 地域の特色や潜在自然植生を活かした緑化の推進			6-3	都市緑化の推進
	2 生きものの生息拠点としての環境整備			6-3-(1)	公共施設の緑化
	3 市の木・市の花・市の鳥のアピール施策の展開			7-1-(2)	都市緑化の推進施策④
	4 地域と一体となった公園緑地の整備			8-4	緑の実施計画
3. 施設緑化の推進					
	1 緑化モデルとなるような積極的な緑地空間の形成			6-3-(1)	公共施設の緑化
	2 緑化基準の運用			6-3-(2)	民間施設の緑化
4. 緑化重点地区における施策の展開					
	1 各地区の整備、保全施策の展開			7-3	緑化重点地区
5. みどり基金の活用					
	1 基金の確保と今後の運用方針			7-4	みどり基金の適正な運用

基本理念		主な実施対象主体			本計画における 主な展開箇所
基本方針		a	b	c	
基本施策					
3. 緑をつなぐ（連携）					※全体の方針として第5章を参照
1. 緑地ゾーンのネットワーク化					
	1 骨格となる緑の明確化			6-5-(5)	広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成
	2 有機的、効果的な緑地空間の保全・再生・創出			6-2 ~6-3	公園緑地などの整備・保全の推進、都市緑化の推進
	3 ネットワーク拠点の保全・整備			6-2 ~6-3	公園緑地などの整備・保全の推進、都市緑化の推進
2. 広域的な視点から捉えた緑地のネットワーク化					
	1 広域的見地から見た河川軸、緑地軸などの明確化			6-5-(5)	広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成
	2 広域的な緑地形成のための近隣市町との連携			8-2-(3)	広域緑地連携
3. ビオトープネットワークの形成					
	1 ビオトープネットワーク基本計画と連携した施策の展開			6-5-(3)	ビオトープネットワークの形成
	2 河川、公園緑地、湧水地など、水と緑のネットワークの形成			6-2 ~6-3	公園緑地などの整備・保全の推進、都市緑化の推進
4. 緑をひろめる（普及）					
1. 公園緑地を拠点にした普及・啓発					
	1 長久保公園都市緑化植物園の機能の充実			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	2 記念樹の提供			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	3 緑に関する企画の推進			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	4 緑に関する冊子などの作成、配布			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	5 市民の手による緑の環境づくりの促進			6-4	市民が主体のまちづくりの推進
	6 公園緑地の新たな魅力づくりへの取り組み			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策③
2. 市民・企業・行政の協働					
	1 各主体の役割の明確化			8-1	各主体の役割
	2 緑に関する団体への活動支援			6-4-(2)	市民が主体のまちづくりの支援
	3 企業の社会貢献活動との連携			6-3-(2)	民間施設の緑化
	4 顕彰・コンクールの充実			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	5 緑に関する情報共有の仕組みづくり			6-4-(1)	市民団体などとの連携
	6 緑に関わる地域活動の拡大			7-1-(2)	都市緑化の推進施策⑤
3. 緑化活動への参画					
	1 ボランティア活動の場の提供			7-2-(3)	樹林地保全のための総合的施策の推進
	2 活動の技術力向上のための人材の養成			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	3 民間施設緑化と支援			6-3-(2)	民間施設の緑化
5. 緑とくらす（共生）					
1. 地域の緑との共生					
	1 身近な緑から始める美化活動の促進			6-4	市民が主体のまちづくりの推進
	2 緑に関する総合的な相談窓口の開設			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
2. 住まいの緑と花づくり活動の実践					
	1 立体的な緑化の促進			6-3-(2)	民間施設の緑化
	2 魅力あるまちづくりへの誘導			6-3-(1)	公共施設の緑化
	3 緑の情報提供の場の提供			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	4 公園緑地情報の共有化			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	5 安全・安心なまちづくり			7-1-(1)	公園緑地の整備・保全の推進施策②
	6 低炭素まちづくりの実践			7-2-(4)	低炭素まちづくりをめざした緑化推進
3. 環境学習の推進					
	1 環境に関する学習の推進			6-4-(4)	緑の普及活動と顕彰制度などの推進
	2 環境学習情報の共有化			6-4-(5)	環境学習の推進と情報の共有化
	3 環境学習に活用できるシステムの構築			6-4-(5)	環境学習の推進と情報の共有化

6-2 公園緑地などの整備・保全の推進

公園緑地の整備は、未供用の都市計画公園のあり方や、各々の現状、課題などを考慮して、より実効性を重視して進めていきます。

また、既設の公園緑地は、各々の質や魅力の向上をめざして、適切に維持管理を行うとともに、老朽化の進んだ施設については、市民のニーズに合わせた改修を進めます。

(1) 都市公園

① 住区基幹公園

①-1 街区公園・近隣公園

地域コミュニティ形成の場や災害時の一時避難場所などの役割を担うとともに市民に潤いと安らぎを与える身近な緑の空間として、未供用の都市計画公園の整備、公園が不足している地域及び1人当たりの住区基幹公園面積が少ない地区での優先的な整備につとめます。

また、既設の公園では、施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を進めます。



【大台公園（街区公園）】



【なかむら公園（近隣公園）】

①-2 地区公園

周辺の公園配置や利用形態を考慮しつつ、地域の核となるべく、必要な箇所に配置を検討します。

既設の長久保公園及び引地川親水公園については、質の向上、魅力づくりに引き続き取り組みます。特に、長久保公園については、都市緑化植物園の機能を有しており、緑の情報発信源として、機能の充実をはかります。



【長久保公園】

② 都市基幹公園

②-1 総合公園

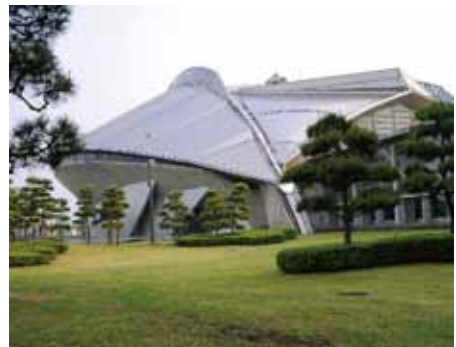
総合公園については、配置予定の公園は全て整備が完了しています。既設の新林公園、大庭城址公園は、市を代表する公園として、それぞれの持つ自然的・歴史的な特徴や魅力のさらなる向上をめざし、維持管理を進めるとともに、利用ニーズに合わせた改修を進めます。特に、新林公園では、隣接する川名緑地（川名清水谷戸）の保全のあり方を含め、一体的な利用も視野に入れて、公園のもつ魅力を活かした整備をはかります。



【新林公園】

②-2 運動公園

運動公園については、配置予定の2つの公園のうち八部公園は整備が完了しています。秋葉台公園については未整備区域約5.7haについて、土地区画整理事業の進捗にあわせ、整備を推進します。また、既設の施設では、市民が安全に運動を行える環境を維持するため、プールなどの大規模設備を中心とした適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を進めます。



【秋葉台公園】

③ 特殊公園

③-1 風致公園

片瀬山公園は本市で唯一の風致公園であり、約9.5haの計画面積のうち、約2.9haを供用開始しています。公園の周辺は、江の島や歴史ある社寺が近接し、鎌倉市の緑と一体となって湘南海岸や国道134号などからの良好な景観形成の一端を担っており、観光資源としても魅力が大きいことなどから、今後も全面供用に向けて、整備につとめます。

③-2 墓園

大庭台墓園は本市の東西緑地ベルトの一角をなしており、約36.9haを供用開始しています。本墓園は、生きものの生息・生育環境を確保するためにも重要な役割を果たしており、今後もその機能の維持・向上をはかります。

④ その他の公園緑地

④-1 大規模公園

県立湘南海岸公園、県立辻堂海浜公園、鵜沼海浜公園については、市内外からの利用者も含めた観光レクリエーションの核となる公園であり、管理者と連

携し、さらなる魅力づくりを行います。また、県立境川遊水地公園については、整備中であり、早期の全面開園に向けて働きかけていきます。

④-2 都市林

市街地に残る樹林のうち、生きものの生息・生育環境や、都市の良好な自然的環境を形成しているものについて、積極的に都市林などの指定を行います。

既設の裏門公園は、野鳥観察エリアの機能を有しており、市街地のまとまった水辺樹林空間として、ビオトープネットワーク上も重要な役割をもっており、今後もその保全につとめます。

④-3 都市緑地

現在指定している6箇所の都市緑地についてはその機能を維持するとともに、市街地に残る良好な樹林地のうち、自然的環境の保全や改善、都市景観の向上が期待されるものについて、その緑地の特性や周辺状況を踏まえ、新たに指定を検討します。

伊勢山緑地は、約4.3haの計画面積のうち約0.9haを供用開始しています。相模野台地の崖線の緑で、市街地の中でその存在意義は大きく、環境保全、景観保全の観点からも重要なため、全面供用に向けて整備につとめます。



【伊勢山緑地】

④-4 緑道

緑道については、都市計画緑地として位置づけられている引地川緑地と境川緑地については引き続き整備を継続し、その他の区域は河川事業や道路事業などと連携し、実質的な緑道空間の確保につとめます。

□引地川緑地（緑道）

藤沢市のほぼ中央を南北に流れる引地川においては下流の鵜沼橋から大庭鷹匠橋の区間、約6.4km、約36.4ha（河川部を含む）を都市計画決定し、一部を除き、おおむね整備が完了しています。今後は、県の下土棚遊水地事業との連携や、大和市との引地川を活用した都市連携をはかるなかで、大庭鷹匠橋から上流、大和市境までの間の都市計画決定を行い、順次施設整備をはかります。

□境川緑地（緑道）

都市計画決定区域約38.17ha（河川部を含む）のうち、約0.4ha（河川部を除く）が整備済みです。今後も河川事業、道路事業などと連携しつつ、整備につとめます。

④-5 緩衝緑地

現在、緩衝緑地として設置されている桐原緑地については引き続き、良好な

維持・管理につとめます。

④-6 その他

引地川上流部に神奈川県が整備している遊水地については、その上部の利用について、自然とふれあえる場や市民のレクリエーションの場などになるよう神奈川県と調整していきます。

(2) 都市公園以外の公共施設緑地

- ・緑の広場については、その機能を活かし、身近な公園への未到達区域などにおける公園的な利活用を検討するとともに、その位置づけを明確にします。
- ・市有山林については、それぞれの特性を踏まえ、都市緑地などへの指定を検討します。
- ・健康の森（主に遠藤笹窪谷（谷戸））については、保全と利活用を調整の上、位置づけを明確にします。
- ・自転車歩行者専用道などは広域的なネットワークとして活用できるように、各施設管理者と連携します。
- ・河川緑地は、その両岸について緑道として整備を進めるとともに橋詰め広場や親水護岸の整備について、河川事業や道路事業などと連携します。
- ・神奈川県立体育センター、江の島自然の森などは、今後もその利用が継続されるように、関係機関と連携します。
- ・都市公園以外のスポーツ広場は、公共用地の有効活用により暫定的に利用している施設があり、廃止される場合もあるため、利用者への影響を考慮し、その代替施設を確保するようにつとめます。
- ・公共施設の敷地については、現在の緑の量を確保していくとともに、建物緑化などを用いて緑化につとめます。
- ・その他、地域コミュニティの活性化や緑化活動の推進をはかるため、ポケットパークやコミュニティガーデンなど、緑化活動を行う場の確保につとめます。

(3) 法に基づく地域制緑地

① 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は現在3地区が指定されています。今後は保全すべき緑地のうち、特に重要なものについて、本地区の指定を検討します。

【指定されている特別緑地保全地区の概要】

名称	面積	指定地域の概要
引地川特別緑地保全地区	16.0ha	引地川左岸、地方卸売市場北側から石川にかけての区域で、本市の緑の拠点となる地域に接する斜面山林
境川特別緑地保全地区	15.0ha	境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけての河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面山林
城南特別緑地保全地区	4.8ha	国道1号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約1.3kmの斜面山林

② 緑地保全地域

2004年（平成16年）に行われた都市緑地法の改正により新たに設けられた制度で、一定の土地利用との調和をはかりつつ、適正な保全を行う必要がある緑地について指定を検討します。

③ 風致地区

風致地区は、現在5地区が指定されています。各々の地区の特性を踏まえ、快適な都市環境の維持につとめます。

【緑の基本計画における地区ごとの緑の保全と緑化の方針】

名称	緑の保全と緑化の方針
第1号 片瀬山	地区内に南北に続く斜面山林、社寺、学校周辺の良好な緑の保全につとめます。片瀬山公園は、湘南海岸や、国道134号からの良好な景観形成の観点からも、未供用区域の整備につとめます。
第2号 江の島	江の島地区地区計画の方針にあわせ、樹林地の保全、参道沿いの修景緑化につとめ、宅地内の緑化を促します。
第3号 鶴沼	減少しつつあるクロマツを中心とした既存樹木の保護・育成につとめるとともに、風致の維持のために緑化を促します。
第4号 湘南海岸	飛砂防止のための保安林の保全、育成につとめます。また、海浜植物の保全と再生をはかります。
第5号 太平台	保存樹木、保存生垣など緑の保全制度の活用や風致の維持のための緑化を促します。

④ その他

生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域、保安林など、法令で規制されている区域については、それぞれの主旨を踏まえたうえで、緑の保全などの観点から、その対応について関連部局と連携します。

また、地域森林計画対象民有林（保安林を除く）において伐採を行う場合、その面積が1ha未満の際には、行政への届出のみで伐採が行えるため、法律や条例などによる保全につとめます。



【生産緑地地区の例】

(4) 条例に基づく地域制緑地

① 自然環境保全地域*

神奈川県「自然環境保全条例」で指定されている自然環境保全地域（寒川社、皇子大神、宇都母知神社の3箇所）については、今後もこの指定を継続し、良好な自然環境の維持につとめます。

② 里地里山等保全地域

市内の大小様々な谷戸を中心とした里地里山環境を有する地域については、土地所有者、市民、行政などが一体となり保全することができるように連携をはかります。

なお、本市では、2009年（平成21年）9月に、石川丸山谷戸の周辺区域が神奈川県から「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく「里地里山保全等地域*」に選定されました。



【藤沢市石川丸山谷戸里地里山保全等地域（赤枠）】

③ 「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑地など

□保存樹林

保存樹林は、2010年（平成22年）4月1日現在、443箇所約126haが指定されていますが、当初計画策定以降約23haが減少しています。

減少の主な原因は、土地の相続などにもなう保存樹林指定の解除によるものですが、これに対応するため、2009年（平成21年）7月に本条例の改正を行い、土地所有者から市長に対し「土地の買取りの申出」（条例第20条／創設）が可能になりました。

この新たな制度を活用し、減少に歯止めをかけるとともに、市内に存在する主な樹林地を評価し、保存樹林指定のされていない樹林地（市内全樹林地のおおむね2／3）について、樹林の状況（規模、植生など）を踏まえ、指定拡大に向けて検討を進めます。



【保存樹林（葛原地区）】

□保存樹木

保存樹木は、2010年（平成22年）4月1日現在、1,418本が指定されています。今後は、地域性を活かし、市の木であるクロマツを積極的に指定するなど、保存樹林同様、所有者に対して保存樹木への指定を働きかけます。



【市街地内の保存樹木】

□保存生垣*

保存生垣は、2010年（平成22年）4月1日現在、266箇所指定されています。生垣は、接道部の緑化として視覚的効果が高く、防災の観点からも有用なものです。今後も生垣苗木の無料配布を継続していくなど、その拡大につとめます。



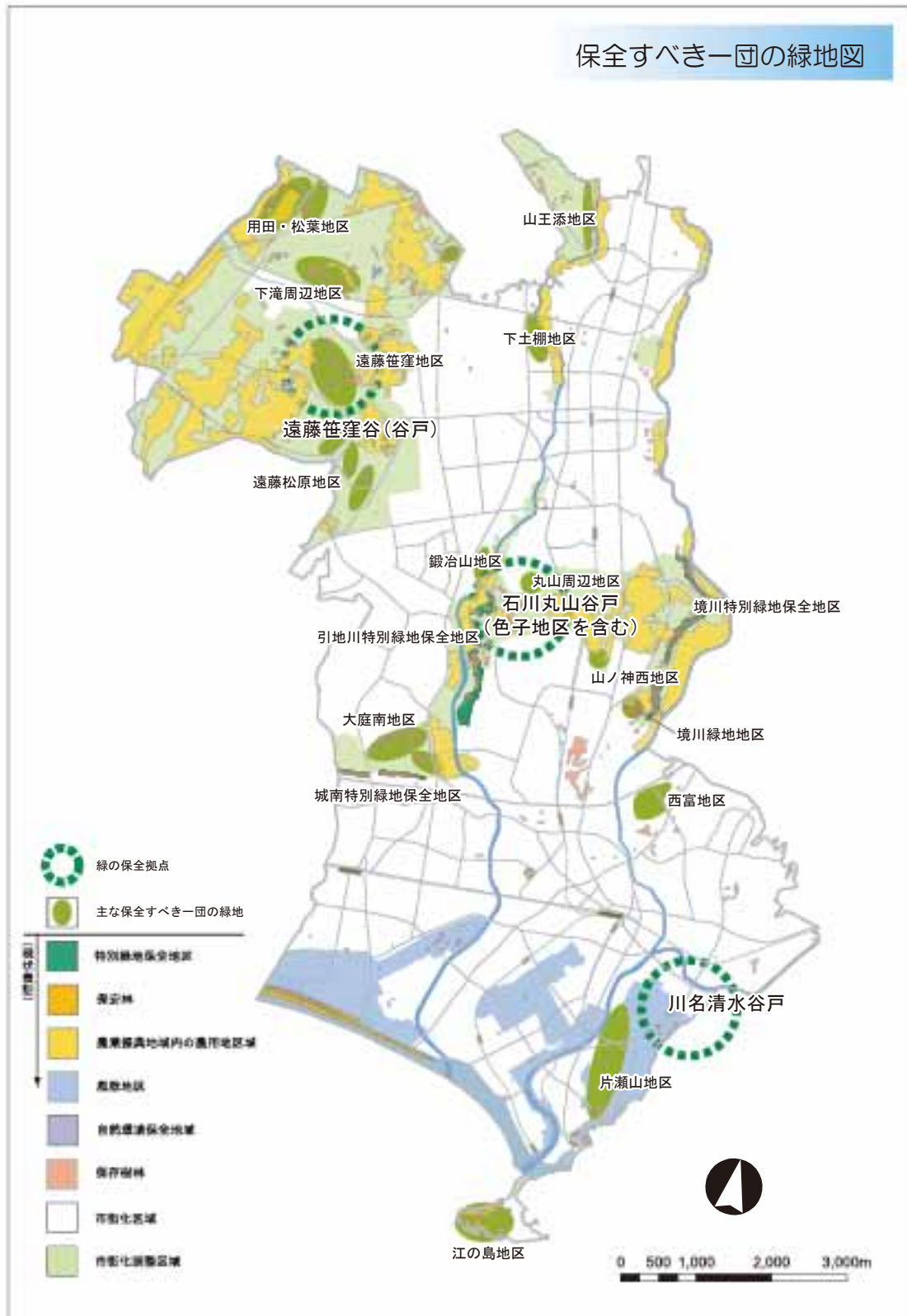
【視覚的効果の高い生垣】

□緑の保全地域*

特別緑地保全地区や緑地保全地域などは法律に基づく指定のため、関係機関との調整などで指定までに時間を要します。これらの間に貴重な緑地が喪失することがないように、状況に応じてこの緑の保全地域制度を活用し、緑地の保全につとめます。

(5) 保全すべき一団の緑地

本市において、法律や条例などにより優先して保全すべき一団の緑地を下図に示します。なお、今後の調査などにより保全すべき緑地として評価されたものは随時追加することとします。



(6) 緑地の確保目標と種別ごとの確保量

【緑地の確保目標と種別ごとの確保量】

区分	種別	現在値	中間目標1	中間目標1	中間目標2	中間目標	最終目標値	中間目標2から	現在から	
		2010年 (H22年)	2020年 (H32年)	までの 整備目標量	2030年 (H42年)	1から2までの 整備目標量		最終目標までの 整備目標量	最終目標までの 整備目標量	
		面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	
緑地	施設緑地	都市公園	220.16	270	50	369	99	444	75	224
		公共施設緑地	331.21	332	1	343	11	348	5	17
		都市公園等 計	551.37	602	51	712	110	792	80	241
		民間施設緑地	143.40	143	0	143	0	143	0	0
		施設緑地合計	694.77	745	51	855	110	935	80	240
	地域制緑地	地域制緑地 (法によるもの)	1169.16	1169	0	1169	0	1169	0	0
		地域制緑地 (条例によるもの)	180.79	193	12	204	11	228	24	47
		保全すべき 一団の緑地	—	38	38	106	68	121	15	121
		地域制緑地計	1349.95	1400	50	1479	79	1518	39	168
		地域制緑地間の重複	▲118.49	▲149	31	▲203	54	▲215	12	97
		地域制緑地合計	1231.46	1251	19	1276	25	1303	27	71
	施設・地域制緑地間の重複		▲119.33	▲122	3	▲125	3	▲135	9	16
	緑地総計		1806.90	1874	67	2006	132	2103	98	295
	人口(千人)		408	417	9	403	▲14	392	▲11	▲16
面積(ha)		6951	6951		6951		6951	6951	6951	
緑地の確保目標水準(%) (市域全体に対する緑地の割合)		26	27	1	29	2	30	1	4	
都市公園等の目標水準 (住民一人当り面積) ㎡/人		14	14	14	18	4	20	2	6	

※地域制緑地は、保全すべき一団の緑地に集約しています。

6-3 都市緑化の推進

国は、京都議定書で示した二酸化炭素の削減を実施するため、「京都議定書目標達成計画」（2005年（平成17年）策定、2008年（平成20年）全部改定）を策定し、そのなかで二酸化炭素の吸収源として、森林活用と都市緑化の推進を掲げています。

このうち、都市緑化の分野では、都市公園の整備、道路、河川、港湾などの公共施設における緑化、既存の民有緑地の保全、屋上や壁面などの建物緑化の積極的な推進を掲げています。

本市は、緑豊かな生活空間の形成とともに、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和のためにも、今後一層都市の緑化につとめる必要があります。

（1）公共施設の緑化

緑化の対象となるのは、都市公園、海岸、河川、道路、学校、下水道処理施設、行政サービス施設（市役所、市民センターなど）など様々な公共施設です。

公共施設は、防災、街並み景観形成のために重要な役割を果たすため、緑豊かな施設として積極的な緑化につとめます。

① 基本的な施策

①-1 緑陰効果の大きい高木の植栽

公園をはじめ、道路、河川、港湾など十分な緑化スペースが確保できる公共空間では、植栽当初から、緑陰効果による市民の安らぎの場の確保や、人工舗装面の蓄熱の抑制などの効果があり、より多くの蒸散活動や二酸化炭素の吸収・固定力が高く、ヒートアイランド現象の緩和にも効果が高い高木の植栽を積極的に行います。

①-2 新たな緑化スペースの確保

市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することが困難な施設では、緑化のための植栽を複層化（地被類、低木、中木、高木の組み合わせ）、あるいは立体化するなどして、都市緑化のモデルとなるように、限られた空間で有効的に緑化をはかります。

①-3 ビオトープ空間の積極的な創出

「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」で提案された保全型ビオトープ核エリア、創出型ビオトープネットワークエリアの拠点として、公共施設の緑化を積極的に展開していきます。

①-4 公共施設緑化の独自基準化

本市では、公共施設も含め、条例により敷地面積に応じた緑化率を定めていますが、さらに都市空間の緑化を推進するためにも、公共施設の緑化を行うこ

とで、民間施設などの模範となる必要があります。そのためにも、緑化基準を一步進めた内容の制度を基準化し、都市緑化を推進します。

①-5 事業・管理主体間の連携

公共施設は、学校、道路、河川など事業・管理主体の異なる様々な施設があり、緑の量の推移や緑化の実績などの把握は困難です。今後は公共施設の緑化データ（緑化面積、緑化率、高木植栽本数など）を整理し、一元的な管理につとめます。また、事業主体あるいは管理主体の連携を緊密にして、施工、管理のそれぞれの状況で、緑化の適正な手法や、ビオトープネットワーク基本計画に基づいた緑化手法（創出型ビオトープ拠点）、美しい都市景観の形成、地域性に適合した緑化など質の高い緑化を推進していくよう関係部局で連携します。

①-6 魅力ある公共空間への取り組み

公共施設を魅力ある空間として市民が利用できるように、その利用形態に応じて、様々な緑化及び維持管理を行います。また、地域の特性にあった樹種や、潜在自然植生を活かした樹種の選択などにも配慮した緑化につとめます。

② 都市公園の緑化

都市公園は、防災、景観、環境及びレクリエーションなどの機能を備え、まとまった緑を確保することができる都市施設であることから、都市公園を新たに整備することにより、永続性のある緑地を増やします。既設の公園では、樹木の適正な配置などにより魅力ある緑化を行い、建築施設がある公園では、建物緑化などの新たな緑化を進めます。

③ 海岸の緑化

湘南海岸は、多くの人を訪れる藤沢を代表する場所です。特に国道134号や片瀬漁港、湘南海岸公園（広域公園）には多くの市民や観光客が訪れ、賑わっています。

広域公園の整備促進、海岸保全のための海岸砂防林の維持・保全、国道134号の道路緑化の促進を県に働きかけるとともに、沿道商業施設の緑化を事業者と連携して進め、湘南を代表する緑の空間の形成をめざします。

④ 河川の緑化

引地川、境川をはじめ、本市は河川を緑の基軸として位置づけています。川沿いは市民のレクリエーション空間であるとともに、貴重なオープンスペースとして延焼防止機能を果たすことなども期待されています。

市街地では河川の緑化につとめ、水と緑の調和した市街地景観の形成をはかるとともに、市街地周辺では多自然型護岸*整備などを促進し、生きものの生息・生育環境の拡大と周辺の緑地とのネットワーク化をはかります。

⑤ 道路の緑化

日々、多くの人や車が移動している道路は、都市の血管と例えられるように、生活、経済活動で重要な役割を果たしています。道路の緑は、排気ガス、都市熱の発生を緩和・抑制する働きがあるとともに、街並みに潤いを与え、また、災害時の安全を確保するための避難路や延焼遮断帯としての活用も期待できます。

道路構造や沿道の土地利用、地域特性を踏まえながら、主要幹線道路、補助幹線道路、生活道路など、それぞれの機能に応じた緑化につとめるとともに、生垣の整備など、公共空間に限らず、民地の活用もはかりつつ道路の緑化につとめます。

⑥ その他公共公益施設の緑化

行政サービス施設や学校などは、地域コミュニティの中核施設であることから、緑化推進をリードする役割が求められる施設といえます。四季を感じられる美しい緑、市の木、市の花であるクロマツ、フジ、地域の自然植生種などの積極的な導入につとめます。

また、これらの施設は災害時の避難地や防災拠点などに活用されることから、その外周部の植栽には、防火性・耐火性が強い樹種を導入するなど、機能性の向上につとめます。さらに、新築や改築時には、屋上や壁面など、建物緑化の積極的な導入につとめます。

学校施設の校庭の一部や中庭において行われている芝生化は、緑化としての効果はもちろん、ヒートアイランド現象の緩和や子どもたちへの環境教育への効果、地域コミュニケーション形成の促進などの観点から有効であるため、今後も導入につとめます。



【六会中学校の校庭芝生化】

(2) 民間施設の緑化

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」や「神奈川県風致地区条例」、「工場立地法」などで定めるところにより、緑地の確保や緑化を推進していきます。

法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて、緑化を促します。

① 基本的な施策

①-1 緑化のフォローアップ

条例に基づく緑化計画・緑化協定の効果的な運用と、協定締結後などの緑地維持のため、敷地内の緑地保全のための専門家派遣や、維持管理に関する技術講習などのフォローアップ制度の確立をめざします。

①-2 緑化の手引き

商業施設や業務ビル、共同住宅などのあらゆる施設に対応できるような「建物緑化の手引き」などの充実を行い、都市緑化の推進につとめます。

①-3 企業の社会貢献活動への支援

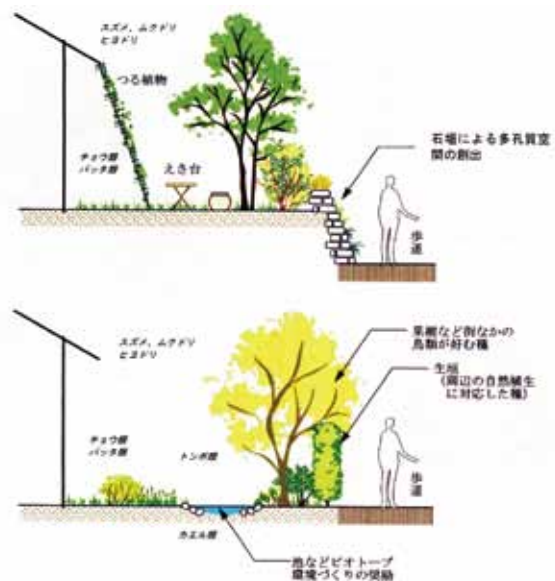
企業が行う社会貢献活動を支援し、それらの活動を評価するなど、企業の社会貢献活動を活発化させる手法を検討します。

② 住宅地の緑化

市民がもつ緑化意識に期待することが大きい住宅への緑化に対し、既に実施している建物緑化の助成、生垣用苗木の配布、緑のカーテン*事業の種子配布及びみどりの贈り物（記念樹）の贈呈を継続するなど、緑の普及活動として様々な取り組みを行います。

住宅地の細分化により、敷地内既存樹木の減少や緑化面積の減少を防止するための緑化対象基準の見直しや緑化地域制度の適用など、建築指導と緑化指導を効果的に連携しながら緑化を推進できる実効性のある新たな仕組みづくりを検討します。

また、緑化基準では、高さ5m以上の既存樹木に対する緑地面積は、当該樹冠投影面積の1.5倍を緑地面積として算入できるなどの優遇措置を設けており、今後も既存樹木や緑地が残るように、さらなる拡充について検討します。



【住宅地の緑化の例】

出典：「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」
(藤沢市)

③ 商業地の緑化

緑化基準に該当する商業施設については、条例に定める緑化基準の運用により、緑化をはかります。

また、商店街などでは道路緑化の推進、各店舗の店先の緑化及び駐車場敷地の緑化などによる緑豊かなショッピングプロムナードが形成されるよう促します。

条例改正により、商業地域及び近隣商業地域内で緑化基準に該当する施設を新築・改築・増築する際は、建物緑化を義務づけるとともに、その助成制度を設けたことで、建物緑化の普及や都市部の緑化を促進し、活気と潤いのある商業施設の形成を促します。

④ 工業地の緑化^(※)

本市は、一定規模以上の工場など、事業所の新築、増築、改築に対し、緑化協定を締結することが条例に定められています。これにより緑地の確保を行うとともに、締結後の緑化状況の把握につとめます。

また、敷地内の新たな緑化促進、工場内ビオトープの設置などを奨励し、必要に応じて本市条例（第36条）の定める「専門家の派遣，緑化のための資材の提供その他必要な支援」などを実施します。さらなる緑化の普及・啓発のために、表彰などを行っていきます。

(※) 工場立地法に基づく「特定工場」の緑化は同法により運用しています。

⑤ 鉄道沿線の緑化

本市には、JR東海道本線、小田急江ノ島線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール江の島線、横浜市営地下鉄ブルーライン、相模鉄道いずみ野線の6路線があり、駅数は延べ21にもなります。これらを構成する敷地は市域を線状に連続して結んでおり、駅舎を含めた周辺区域は多くの市民などの目に触れやすい空間です。これらを緑化することは、その面積以上に効果が見込まれることから、鉄道事業者に働きかけを行い、沿線緑化や駅周辺の緑化を促します。



【鉄道沿線のサクラ
(小田急江ノ島線)】

⑥ 様々な手法を用いた民間施設緑地の確保、緑化の推進

民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度など、様々な手法を導入し、担保性の低い民有地の緑地の確保や緑化の推進をはかります。

6-4 市民が主体のまちづくりの推進

(1) 市民団体などとの連携

本市には、「藤沢市みどりいっぱい市民の会」や、NPO法人「藤沢グリーンスタッフの会」をはじめとして、緑化活動や緑地保全活動を行っている市民団体が多くあり、公園の管理に携わる「公園愛護会*」や「公園美化推進団体*」などもあります。

本市は、このような緑化推進団体などと連携をはかり、情報の交換や実践活動を支援していきます。また、各市民活動団体、公園愛護会などの活動内容や開催するイベント情報などを市民が共有できる仕組みを検討します。

(2) 市民が主体のまちづくりへの支援

本市には、地域の景観形成や緑の保全などを通じて、まちづくりのための調査、独自のルールづくりなどに取り組んでいる地域の団体があります。これらの団体に対し、より充実した活動ができるように支援する仕組みを検討します。

「藤沢市景観計画」に基づき指定された景観重要建造物、景観重要樹木などの保全・活用などについて、情報提供など、必要に応じて支援する仕組みを検討します。

また、地域経営会議*には地域の緑や自然に関連する情報提供などを行い、地域主体のまちづくりを支援する仕組みを検討します。

(3) 市民参画の推進

公園緑地の維持や保全、整備について、行政主体で行動するのではなく、市民、地域、行政が協働し、将来にわたって良好な環境が維持できるように連携します。

(4) 緑の普及活動と顕彰制度などの推進

都市緑化に関する市民意識の向上や理解を得るため、既に行っている活動の継続を含め、様々な緑の普及・啓発活動を行います。

□緑の普及・啓発活動

- ・緑の保全や緑化に関する講演会、自然観察会、シンポジウムなどのイベントを定期的で開催し、緑化意識の向上をはかるとともに、それらを行っている団体への支援を行います。
- ・「緑と花いっぱい推進の集い*」などを通じて、緑化意識の普及啓発をはかります。
- ・長久保公園都市緑化植物園を拠点として緑の教室、講習会などを開催し、市民の緑化意識の向上、緑化知識の普及につとめます。また、出生や結婚、住宅の新築時の記念樹の配布、生垣用苗木の配布、植木即売会などを実施して、市民の緑化活動を促します。

- ・学校や地域、事業所などに緑化指導者の派遣を行うなど、緑の学習を支援します。
- ・不要樹木の活用（グリーンバンク制度*）や緑に関する相談（みどりの相談室）など、市民同士が気軽に情報を共有できる場の活用について、さらに強化をはかります。
- ・市の木、市の花、市の鳥など、市民に親しみのある生きものを普及するために重点的なアピールを行い、そこから広がる普及活動の実践に取り組みます。
- ・公民館などの講座の中で、緑の普及に関する講座を展開します。

□顕彰制度

- ・緑の普及に貢献した個人・団体、事業所などを表彰します。
- ・みどり基金への寄附や山林などを寄附された個人・団体を表彰します。
- ・学校花壇コンクール、みどりのまちづくりコンクール、ポスターコンクール及び建物緑化賞などの開催を市や緑化推進団体と協働して行い、優秀な作品を表彰するなど、緑への関心を高めるための企画に取り組みます。

（５）環境学習の推進と情報の共有化

市民の環境学習の一環として、緑の情報を活用、提供します。特に、自然環境実態調査*の内容はデータベース化を行い、いつでも気軽に生きものの生息情報を知ることができる仕組みを確立するとともに、市民からの情報をもとにデータの更新が行えるような仕組みづくりを検討します。



【生きものの生息情報のデータベース化（イメージ図）】

6-5 緑地環境の保全のための施策の推進

(1) 自然環境の実態把握

良好な緑地環境を保全するためには、その基礎となる生きもの同士のバランスが大切です。本市の生きものの現況を把握する目的で平成10年度より4ヶ年かけて行った「自然環境実態調査」について、今後の適正な緑地の保全のためにも、継続してデータの更新を行います。

(2) 生物多様性の保全

自然保護や、生物多様性の重要性の観点から、緑地に限らず、その周辺一帯の環境を構成する水田などの水辺空間や湧水などの湿地空間のうち、良好な緑地を形成しているものの保全をはかるとともに、自然環境の実態調査などを通じ、希少な生きものや、それらを支える生きものの保護、樹木病害虫の防除などを展開し、多様な生きものの生息する空間の確保につとめます。

(3) ビオトープネットワークの形成

ビオトープネットワーク形成の観点から「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」の施策の推進をはかります。

(4) 外来生物への対応

本市の生態系に大きな影響を与える可能性がある外来生物、特に法^(※)で指定されている特定外来生物*については、生態系保全の観点から被害の拡大を防ぐための手法を検討し、対策を講じます。

(※)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(5) 広域的な見地からみた緑地の重点整備とネットワークの形成

広域的な見地から緑の機能を十分活かすために、骨格となる緑地の整備・保全を重点的に行います。